

農業委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します！

☎ 農業委員会事務局 28-6050

農業委員会とは

「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置された行政委員会であり、農地法に基づく許可や、農地などの利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進を目的とした活動を行っています。

農業委員とは

農地法に基づく農地の権利に係る許可などに関する審議や、遊休農地の発生防止・解消に向けての調整を行います。



農地利用最適化推進委員とは

担当する区域で、担い手農家への農地利用の集積、遊休農地の発生防止・解消など、農地などの利用の最適化の推進に向けて活動を行います。



募集要項 【募集期間：11/11（月）～12/10（火）】

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象	○市の職員でない方 ※市内に住所を有する方を基本とします	○市の職員でない方 ○市内に住所を有する方
主たる業務内容	○農地法の規程による農地利用に関する許認可・進達 ○市長の諮問への答申、違反転用などの是正指導 ○遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整 ○毎月の農業委員会総会への参加	○担い手への農地利用の集積の調整 ○耕作放棄地の発生防止・解消に向けての調整 ○農地法の規程による申請及び届出にかかる現地調査 ○毎月の農業委員会総会への参加
募集人員	19名（利害関係のない方1名を含む）	25名（市内各地区から選出。地区割りは市ホームページに掲載します）
任期	3年（令和2年4月1日から令和5年3月31日）	
報酬	月額22,000円	
募集期間	11/11（月）～12/10（火）8:30～17:15（土・日・祝日を除く）※郵送の場合も12/10必着	
応募方法	○応募は、農業者3人からの推薦、団体からの推薦または自薦によります。 ○応募用紙（推薦届、応募届）に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送で農業委員会事務局へ提出してください。 ※応募用紙は、農業委員会事務局に備え付けています。また市のホームページからダウンロードすることもできます ※農業委員と農地利用最適化推進委員両方に、推薦・応募は可能ですが、両方を兼務することはできません	
応募先	農業委員会事務局 28-6050 〒799-0422 中之庄町1684-16（農業振興センター2階）	
応募状況の公表	応募の状況や結果については、市ホームページで公表します（候補者住所以外の項目）。	